

令和元年度国民健康保険事業の実施状況について

鳥取県国民健康保険運営方針に基づき、令和元年度国民健康保険事業の実施状況を報告します。

鳥取県国民健康保険運営方針
5 PDCAサイクルの確立
 国保運営方針に基づき国保事業を実施するに当たっては、県が行う財政運営の健全性・安定性の確保に向けた取組と市町村が担う事業の広域的・効率的な運営に向けた取組を継続的に改善するために、事業の実施状況を定期的に把握・分析し、評価を行うことで検証する、いわゆるPDCAサイクルを循環させる必要があります。
 また、県が行う取組の実施状況について、毎年県国保運営協議会に報告して評価を受け、次年度の取組の改善等につなげます。

1 令和元年度国民健康保険の決算について

(1) 鳥取県国民健康保険特別会計： 517.3億円 (H30:516.3億円)

	総 額	
	R1	H30
①保険給付費等(保険事業費等を含む。)	424.8	424.6
②後期高齢者支援金等	68.7	67.8
③介護納付金	23.8	23.9
計	517.3	516.3

(2) 鳥取県国民健康保険(全体)： 536.1億円 (H30:552.0億円)
 全市町村、赤字補填目的の法定外繰入なし。

(単位：億円)

保険料部分			公費部分			前期高齢者 交付金
費目	R1	H30	費目	R1	H30	
①財政安定化支援事業	8.4	8.2	調整交付金 (国)	46.9	46.2	181.9 (H30: 183.5)
②保険者努力支援制度	3.5	2.8				
③特別高額医療費共同 事業・高額医療費負担金	3.9	4.1				
④保険料(税)	105.5	108.9	定率 国庫負担	98.0	99.7	
⑤保険者支援制度 (保険料の軽減)	11.3	11.4				
⑥保険料軽減制度 (低所得者の保険料 軽減)	21.9	22.1				
⑦国交付金(暫定措置分・ 特別調整交付金)	1.5	1.7				
⑧県基金取崩し額 (激変緩和措置)	0.2	0.9	県繰入金	26.7	26.7	
⑨市町村法定外繰入 (決算補填目的以外)	11.0	11.4				
⑩市町村基金繰入金・ 繰越金(前年度)	11.7	20.3				
⑪その他	3.7	4.1				
計	182.6	195.9	計	171.6	172.6	181.9 (H30: 183.5)

2 令和元年度における鳥取県国民健康保険運営方針に基づく取組の進捗状況について
 詳細は、別紙のとおり。

令和元年度における鳥取県国民健康保険運営方針に基づく取組の進捗状況について

【運営方針の目次】

- 第1章 基本的事項
- 第2章 国保の医療に要する費用及び財政の見通し
- 第3章 納付金及び標準的な保険料（税）の算定方法
- 第4章 保険料（税）の徴収の適正な実施
- 第5章 保険給付の適正な実施
- 第6章 医療に要する費用の適正化の取組
- 第7章 市町村が担う事務の効率化の推進
- 第8章 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策との連携
- 第9章 国民健康保険の健全な運営

第2章 国保の医療に要する費用及び財政の見通し関係

項目	現状分析
1 医療費の動向と将来の見通し	○65歳以上の人口割合が増加していくと推計されている。 団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行する中で、国保の加入者の割合及び前期高齢者の割合は減少していく見込みであり、国保としての医療費は減少。 ○一人当たり医療費（年齢調整後）は、全国20位であるが、入院医療費が高いことが原因。
2 財政収支の改善 （市町村国保財政運営の現状）	○国保会計として赤字市町村はないが、単年度収支で見ると、赤字市町村が増加傾向。
3 赤字解消・削減の取組、目標年次等	○R1年度、市町村一般会計において、法定外繰入（決算補填目的）なし。
4 県財政安定化基金の運用	○市町村への貸付・交付なし。 県国保会計へ、保険料の激変緩和のための取崩しを行った。

項目	運営方針記載 の主な内容		直近年度の状況				
1 医療費の動向と将来の見通し							
（1）保険者及び被保険者等の状況							
規模別保 険者の状 況	1千人未満	H28	4市町村	H30	4市町村	R1	4市町村
	3千人未満		5市町村		6市町村		6市町村
	5千人未満		6市町村		5市町村		5市町村
	1万人未満		1市町村		1市町村		1市町村
	5万人未満		3市町村		3市町村		3市町村
被保険者 の状況	人口	H28	571,173人	H30	566,052人	R1	561,175人
	被保険者		136,910人		121,122人		117,131人
	加入率		24.0%		21.4%		20.9%
出典：国民健康保険事業年報、住民基本台帳人口（年報）、国民健康保険実態調査報告							

(2) 医療費の動向								
本県の人口の現状		【平成 30(2018)年 3 月推計】						
2020 (令和 2 年)		総数	556 千人	65 歳以上	180 千人	(総数に占める割合) 32.4%		
2025 (令和 5 年)		総数	537 千人	65 歳以上	182 千人	(総数に占める割合) 33.9%		
2030 (令和 12 年)		総数	516 千人	65 歳以上	180 千人	(総数に占める割合) 34.9%		
2035 (令和 17 年)		総数	495 千人	65 歳以上	176 千人	(総数に占める割合) 35.6%		
				(内) 65 歳～74 歳		(総数に占める割合) 12.7%		
本県の医療費の状況								
県全体	医療費	鳥取県	H27	2,078 億円	H30	2,092 億円	R1	2,126 億円
	一人当たり国民医療費	全国 鳥取県	H27	333.3 千円 349.1 千円	H29	339.9 千円 354.3 千円	H30	未公表
市町村	医療費 (退職除く)	鳥取県	H27	484 億円	H29	482 億円	H30	479 億円
	一人当たり医療費 (年齢調整後)	全国 鳥取県	H27	343.5 千円 356.1 円 (20 位)	H29	349.5 千円 361.3 円 (20 位)	H30	未公表
国保	診療種別の医療費 (年齢調整後)	(入院) 全国 鳥取県	H27	130.5 千円 150.1 千円 (17 位)	H29	134.9 千円 154.9 千円 (17 位)	H30	未公表
		(入院外) 全国 鳥取県		188.3 千円 183.1 千円 (36 位)		190.9 千円 184.5 千円 (39 位)		
		(歯科) 全国 鳥取県		24.6 千円 23.8 千円 (25 位)		23.7 千円 21.9 千円 (32 位)		
出典：：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別推計人口」、厚生労働省「概算医療費」、「国民医療費」、「国民健康保険事業年報」、「医療費の地域差分析」								
2 財政収支の改善 (市町村国保財政運営の現状)								
実質収支 (前年度繰越金等を含む。)		H28	1,610 百万円 (赤字市町村数 1)	H30	1,017 百万円 (赤字市町村数 0)	R1	757 百万円 (赤字市町村数 0)	
単年度実質収支		H28	474 百万円 (赤字市町村数 8)	H30	△139 百万円 (赤字市町村数 13)	R1	△235 百万円 (赤字市町村数 11)	
一人当たり基金保有額		H28	19,631 円	H30	34,831 円	R1	36,733 円	
3 赤字解消・削減の取組、目標年次等								
赤字の定義に該当する市町村 (解消・削減すべき赤字額)		H28	4 市町村 (135 百万円)	H30	0 市町村 (0 百万円)	H30	0 市町村 (0 百万円)	
4 県財政安定化基金の運用								
基金保有額		H29	1,061 百万円	H30	1,102 百万円	R1	1,117 百万円	
貸付・交付実績				H30	・市町村への貸付・交付なし。 ・県国保会計への保険料の激変緩和のための取崩し	R1	・市町村への貸付・交付なし。 ・県国保会計への保険料の激変緩和のための取崩し	
2、3、4 出典：国民健康保険事業年報								

第3章 納付金及び標準的な保険料（税）の算定方法

項目	現状分析
1 保険料（税）に関する現状	○市町村間で、医療費と保険料の格差があり。 ○保険料算定方式については、4方式から3方式に見直す動きあり。

項目		運営方針記載の主な内容		直近年度の状況			
1 保険料（税）に関する現状							
保険料（税）の賦課方法	保険料方式	H29	3市町村	H30	3市町村	R1	3市町村
	保険税方式		16市町村		16市町村		16市町村
保険料（税）算定方式	3方式	H29	0市町村	H30	2市町村	R1	3市町村
	4方式		19市町村		17市町村		16市町村
（保険者間における地域差の状況）							
一人当たり医療費	県平均	H28	380,398円	H30	401,962円	R1	408,760円
	最大市町村		（江府町） 485,282円		（江府町） 531,065円		（江府町） 552,053円
	最小市町村		（北栄町） 350,378円		（智頭町） 362,666円		（智頭町） 364,313円
一人当たり所得額	県平均	H28	482千円	H30	509千円	R1	集計中
	最大市町村		（北栄町） 651千円		（北栄町） 770千円		
	最小市町村		（日野町） 365千円		（江府町） 367千円		
保険料（税）一人当たり調定額	県平均	H28	102,710円	H30	103,939円	R1	104,659円
	最大市町村		（北栄町） 120,545円		（北栄町） 126,915円		（日吉津村） 127,383円
	最小市町村		（日野町） 87,355円		（江府町） 88,123円		（伯耆町） 89,245円
人口に占める被保険者の割合	県平均	H28	23.8%	H30	21.4%	R1	20.9%
	最大市町村		（北栄町）30.1%		（琴浦町）28.0%		（北栄町）26.8%
	最小市町村		（江府町）20.6%		（米子市）20.0%		（境港市）19.2%
国保被保険者全体における前期高齢者（65—74歳）の割合	県平均	H28	44.8%	H30	48.9%	R1	49.7%
	最大市町村		（日野町）59.1%		（日野町）63.0%		（日野町）62.2%
	最小市町村		（北栄町）41.2%		（北栄町）46.4%		（北栄町）47.6%
出典：国民健康保険事業年報、国民健康保険実態調査保険者票、住民基本台帳人口（年報）							

第4章 保険料（税）の徴収の適正な実施

項目	現状分析
1 保険料（税）徴収の現状	○収納率は、全国より高い水準であり、運営方針で定めた収納率を全市町村達成。 ○滞納世帯の割合は減少。
2 収納対策	○コンビニ収納の導入など徴収方法の改善や滞納処分の実施に市町村は取り組んでいる。

項目		運営方針記載の主な内容		直近年度の状況			
1 保険料（税）徴収の現状							
(1) 保険料（税）の徴収の状況							
収納率 (現年度分)	鳥取県	H27	92.52%	H30	94.24% (19位)	R1	94.81%
	全国		91.45%		92.85%		—
	最大市町村		(若桜町) 99.38%		(北栄町) 98.70%		(北栄町) 98.53%
	最小市町村		(米子市) 89.02%		(米子市) 92.26%		(鳥取市) 93.60%
収納目標未達成 (0市町村) 【運営方針の収納目標】 95% (年間平均一般被保険者数：5千人未満) 93% (年間平均一般被保険者数：5千人以上3万人未満) 91% (年間平均一般被保険者数：3万人以上)							
口座振替率	鳥取県	H27	36.95%	H30	38.68%	R1	38.99%
	全国		40.12%		39.55%		—
滞納世帯数・割合	世帯数 滞納世帯数 割合	H27	82,139世帯 10,948世帯 13.3%	H30	75,654世帯 7,916世帯 10.5%	R1	74,270世帯 6,824世帯 9.2%
(2) 市町村の収納対策の実施状況							
収納体制の強化	コールセンターの設置	H27	1市町村	H30	1市町村	R1	1市町村
徴収方法改善等	コンビニ収納	H27	7市町村	H30	8市町村	R1	8市町村
	ペイジーによる手続の簡素化		2市町村		2市町村		2市町村
	多重債務相談		8市町村		10市町村		10市町村
滞納処分	財産調査	H27	18市町村	H30	18市町村	R1	18市町村
	差押え		17市町村		17市町村		18市町村
	搜索		12市町村		11市町村		11市町村
	タイヤロック		8市町村		8市町村		8市町村
出典：国民健康保険事業年報、国民健康保険事業の実施状況報告、予算関係等資料（滞納者対策に関する調査）							

第5章 保険給付の適正な実施

項目	運営方針記載の主な内容						直近年度の状況
1 保険給付に係る事務処理の標準化							第7章で状況を記載
2 県による保険給付の点検、事後調整							
広域的な観点での保険給付の点検	国保情報集約システムにより、県内他市町村への転居後の請求情報についても県が保険者として把握が可能になる見通しであり、今後、市町村や国保連合会と連携しながら、点検のあり方を模索する。						国保連合会に委託実施。
大規模な不正請求事案への対応	広域的な観点から効果的、効率的に返還金の徴収を行うこと、市町村事務の負担軽減に資すること、国保の事業運営に対する信頼性を高めることなどの理由により、県が市町村の委託を受けて一括して不正請求分の返還を求める等の取組を行うことについて、市町村と協議・検討する。						H31.3 鳥取県保険医療機関等の不正利得回収事務処理要綱の策定
3 療養費の支給の適正化							
海外療養費の支給実績	支給件数	H27	40件	H30	5件	R1	11件
	支給額		1,013,000円		32,299円		2,781,458円
レセプト点検	点検の状況	H27		H30		R1	
	民間委託		4市町村 (民間)		4市町村 (民間)		7市町村 (国保連)
	嘱託職員等		15市町村		15市町村		12市町村
	一人当たり 財政効果額	鳥取県 全国	1,897円 1,864円		1,543円 2,169円		1,180円 -
第三者求償の取組強化	外部委託状況	H27	17市町村 (委託先：国保連)	H30	17市町村 (委託先：国保連)	R1	17市町村 (委託先：国保連)
出典：厚生労働省「国民健康保険事業の実施状況報告」							

第6章 医療に要する費用の適正化の取組

鳥取県国民健康保険運営方針

○ 県・市町村ともに健康づくりの推進、重症化の予防、後発医薬品の促進、医薬品の適正使用等により、国保財政の支出面の中心となる医療費の適正化を図ることで、医療費の増大を抑制するとともに、県民にとっても医療負担等の軽減につながるよう取組を進めます。

運営協議会の答申（平成31年2月22日）

○ 市町村ごとの健康づくりを一層推進する仕組みを検討すること。

項目		運営方針記載の主な内容		直近年度の状況				
特定健康診査及び特定保健指導の取組								
特定健診実施率	鳥取県	H27	31.7%	H30	33.4%	R1	速報値 32.3%	
	全 国		36.3%		—		—	
	最大市町村		(江府町) 49.3%		(日吉津村) 50.6%		(日吉津村) 51.7%	
	最小市町村		(倉吉市) 18.9%		(倉吉市) 23.7%		(大山町) 25.7%	
特定保健指導実施率	鳥取県	H27	27.4%	H30	28.5%	R1	集計中	
	全 国		25.1%		—			
	最大市町村		(日吉津村) 62.1%		(大山町) 68.7%			
	最小市町村		(日南町) 7.7%		(日野町) 6.9%			
医療費通知の実施市町村		H27	19市町村	H30	19市町村	R1	19市町村	
後発医薬品 (ジェネリック医薬品)	使用割合	鳥取県 全 国	H27	65.8%	H30	80.9% (9位)	R1	参考 (R2.2分) 83.4% (8位) 80.3%
				63.1%		77.7%		
	差額通知実施市町村	H27	18市町村	H30	19市町村	R1	19市町村	
適正受診の指導	重複・頻回受診者訪問指導実施市町村	H27	10市町村	H30	8市町村	R1	9市町村	
生活習慣病の重症化予防	糖尿病性腎症重症化予防プログラム策定			R1	H30.12に、 県医師会、糖尿病対策推進会議、県とで策定。	R1	事業実施 15市町村	
出典：国民健康保険中央会「市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況概況報告書」 特定健診・特定保健指導の令和元年度の速報値：特定健康診査・保健指導実績報告 厚生労働省「調剤医療費の動向」 予算関係等資料（国民健康保険保険者等の保健事業の状況に関する調べ）								

第7章 市町村が担う事務の効率化の推進

鳥取県国民健康保険運営方針

- 市町村が担う国保事務の種類や性質によっては、当該市町村が単独で行うのではなく、より標準化・共同化して県内で国保事務の統一的な運用を行うことで、市町村の事務処理の効率化につながり、事務量の削減や経費削減が図られるものがあります。
- 被保険者にとっても市町村間をまたいでの異動の際など、混乱が生じにくくなる効果等を踏まえ、必要な国保事務の標準化等を推進します。

項目	運営方針記載の主な内容	令和元年度の状況
優先的に標準化を検討する項目	<p>実施時期等の優先順位を勘案し、効果が期待できる次の11項目を検討の対象として、市町村・国保連合会と連携しながら、標準化等を目指して検討し、調整が終了した項目から、順次実施に移すこととします。</p> <p>① 被保険者証の作成 ② 資格管理事務 ③ 保険給付の支払 ④ ④ 保険給付に係る直接支払の取扱 ⑤ 地単公費の償還払いの取扱い ⑥ 療養費 ⑦ その他支給業務 ⑧ 支給申請書類の統一 ⑨ 医療費通知の統一 ⑩ 短期証・資格証明書・限度額適用認定証の取扱 ⑪ 月報関係</p>	<p>○被保険者証と高齢受給者証の一体化については、令和2年8月から全県統一実施。(併せて、色も紫色に統一) ○市町村において、自治体クラウド(全市町村でシステム統一化)の検討がなされ、その動向を見守りながら、国保のシステム化の検討。 このため、様式等の統一については、その動きに合わせて対応。</p> <p>【自治体クラウド】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町村による業務標準化を図った上で、「全市町村による令和8年度構築」を目指す。 ・令和元年度、2年度は、各圏域で検討し、3年度の上、県全体で検討し、令和4年度共同調達。 ・令和8年度構築の位置付けについて、令和6年度から五月雨式の順次参加による同一システムへの全市町村のシステム移行完了とすることを目標 ・自治体クラウド部会は、市町村の意向が尊重される。

第8章 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策との連携

鳥取県国民健康保険運営方針

- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしく尊厳を持った暮らしを人生の最後まで続けられるように、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が切れ目なく一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築が求められています。

項目	運営方針記載の主な内容	令和元年度の実施状況
1 市町村との連携	国保連携会議を引き続き設置し、さらなる課題の検討を行います。	<p>連携会議(課長会議) 5回開催 部会(担当者会議) 5回開催</p>
2 鳥取県国保連合会との連携	市町村の事務処理に係る共同事業や、国保被保険者の健康増進を目的とした保健事業等について、保険者の共同体として保険者支援の一層の向上を目指す国保連合会との連携を図った上で、実施します。	<p>国保データベースシステム(KDB)を活用した市町村の医療費等のデータ分析を行った。</p> <p>(事業目的) 国保連合会が保有する健診、医療、介護の情報を活用し、統計情報等を保険者へ情報提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートする。</p> <p>※ 分析結果は、県HP掲載済。</p>